

確定申告 は 期限内 に!

壬生町会場での住民税・所得税および復興特別所得税の申告は、**3月13日(金)まで**です。

◆番号札配布 平日：午前8時30分～午後3時
役場正面入口にて配布開始

※当日の配布状況により、午後3時前でも配布を終了する場合があります
※番号札を持っていない場合は申告受付できませんので、上記の時間中に受け取ってください
※混雑状況により、午前中に来場した場合でも午後の時間帯の番号札を渡す場合があります

◆申告受付 午前の部 午前9時～11時30分
午後の部 午後1時～番号呼出終了(注)

(注)当日の進捗状況により終了の時間が変動します

※土、日、祝日、3月13日(金)の午後は受付していませんので注意してください

壬生町会場 壬生町役場1階大会議室 壬生甲3841番地1

**昨年と異なり、割当地区はありませんので、
都合が合う日程にお越しください。**

月日	曜日	実施状況	受付上限人数
2月16日	月	○	各日120名まで
2月17日	火	○	
2月18日	水	○	
2月19日	木	○	
2月20日	金	○	
2月21日	土	×	受付していません
2月22日	日	×	受付していません
2月23日	月(祝)	×	受付していません
2月24日	火	○	各日120名まで
2月25日	水	○	
2月26日	木	○	
2月27日	金	○	
2月28日	土	×	受付していません

月日	曜日	実施状況	受付上限人数
3月1日	日	×	受付していません
3月2日	月	○	各日120名まで
3月3日	火	○	
3月4日	水	○	
3月5日	木	○	
3月6日	金	○	
3月7日	土	×	受付していません
3月8日	日	×	受付していません
3月9日	月	○	各日120名まで
3月10日	火	○	
3月11日	水	○	
3月12日	木	○	
3月13日	金	午前のみ	50名まで

※営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」を、医療費控除を申告する方は「医療費控除の明細書」を、必ず事前に記入してからお越しください

MUSBELL

うちの子も **結婚** できました!

お気軽に
ご連絡
ください

独身の
お子様の
結婚相談

結婚相談所ムスベル宇都宮 ☎028-611-3545

地上デジタル101ch

第77回壬生町二十歳の集い特集

1月26日(月)～順次放送予定

【放送時間】
8:00～ / 19:00～ / 20:00～ほか
※予告なく変更となる場合があります。ご了承ください。

ご視聴希望の方は下記までお問い合わせください!

ケーブルテレビ栃木 ☎0120-00-0794

★下記の申告をする方は町申告会場での受付はできませんので、税務署会場またはe-Taxで申告をしてください。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 青色申告 ○雑損控除の申告
- 譲渡所得（土地・家屋・株式等）の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除の申告
- 先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 国外の税金が関係する申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなった方の申告）
- 過年度分の申告

税務署会場で申告



※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町二丁目1番46号)です
※申告期間は2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日は除く)

★各出張所において、申告書(住民税のみの申告含む)の受付および預かりはしていません。

※町・県民税(住民税)申告書は郵送でも提出することができます

必要事項を記入し、控除証明書等を同封して、
〒321-0292(住所不要) 壬生町役場 税務課 町民税係 宛 に送付してください。

余裕をもって
早めの準備を!



★必要な書類等

26ページ右下に記載されている「●申告に必要なもの」を確認し、申告会場にお越しください。

確定申告書、町民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬頃に役場税務課、各出張所、城址公園ホールに用意します。町公式ウェブサイトでも町民税・県民税(住民税)に関する申告様式を掲載しているので、利用してください。
早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

★ウェブ予約

本年度も、町公式ウェブサイトから番号札の事前予約を行います。
右記の二次元コードからアクセスし、注意事項を確認の上、申込んでください。
事前予約期間：1月23日(金)～2月6日(金)



★スマホ申告(e-Tax)が便利です

e-Taxでの申告は、確定申告会場に出向くことなく、24時間利用可能です(メンテナンス時間を除く)。
使ってみたいけどやり方がわからない…そんなときは国税庁ウェブサイト「確定申告特集」を利用してください。

「動画で見る確定申告」(YouTube国税庁動画チャンネル)では操作方法などを動画で確認することができます。

◎問合せ

税務課町民税係 ☎(81)1817

介護職員 初任者研修受講生募集

介護業務に従事するための資格です。取得後、ご希望者には近隣の福祉関連勤務先をご紹介します

講習期間：2026年2月3日～4月17日の毎週火曜日・金曜日 原則9:00～16:00 合計20回

受講料：25,500円(テキスト代込) 更に1万円お得…当社公式ホームページをご覧ください

募集人数：4名(20歳代～60歳代の方の受講歓迎)

場 所：下記研修センター(東武鉄道おもちゃのまち駅 西口徒歩1分・通学用無料駐車場もあります)

(有)さくら福祉サービスみぶ営業所研修センター 壬生町緑町1-19-5 ☎0282(28)7603

事前説明会 2026年1月11日・18日・25日 10:00～10:30 電話連絡の上ご参加下さい

前回は59歳女性資格取得後訪問介護員として勤務・53歳女性要介護3の実父自宅介助として活躍

申告の必要があるか確認してみましょう

申告確認フローチャート

令和8年1月1日現在、壬生町に住民登録がありますか？

いいえ

令和8年1月1日に住民登録のある市区町村へ確認してください

はい

令和7年1月1日から12月31日までの間に収入がありましたか？

はい

いいえ

主な収入が

壬生町在住の方の税法上の

扶養になっている

扶養になっていない

給 与	
・ 年末調整が済んでいる（1か所からの給与のみ）	
・ 給与収入以外の所得が20万円以下である（※）	
・ 年末調整の内容に変更・各種控除の追加がある	
・ 2か所以上から給与の支払いを受けた	
・ 年末調整が済んでいない	
・ 給与収入が2,000万円を超える	
・ 給与収入以外の所得が20万円を超える	

年 金	
・ 障害年金や遺族年金などの非課税年金のみ	
・ 公的年金など（課税対象年金）の収入が	
400万円を超える	・ 所得税の還付がある
400万円以下で	・ 保険料・扶養控除などの追加がある
	・ 年金以外の所得が20万円以下である（※）
・ 所得税の還付や控除の追加がない	
・ 公的年金収入以外の所得が20万円を超える	

営業、農業、不動産、一時、その他の所得

※所得税の還付を受ける場合、①の確定申告が必要です

下記の①か②の申告が必要です

①確定申告（所得税と住民税）

所得税の納付、還付がある場合

・ 申告は税務署の申告会場、e-Tax（電子申告）、または町の申告会場（※）

※町の申告会場で受付できない申告

下記の申告をされる方は栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホールまたはe-Tax）にて申告してください。

- 青色申告 ○雑損控除の申告
- 譲渡所得（株式・土地など）の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除の申告
- 先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告
- 準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 国外の税金が関係する申告
- 過年度分の申告

②町・県民税申告（住民税のみ）

所得税の納付や還付の必要がない場合

・ 申告は町の申告会場（郵送でも提出できます）

申告の必要はありません

ご注意ください

◆町民税・県民税の申告書は町・県民税（住民税）の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がない場合、適正な保険料等の算定ができないだけでなく、公営住宅や児童手当・保育園などの手続き等に必要所得証明書等の発行もできません。

◆収入がない方や非課税年金収入のみの方は申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減判定を受けられない場合があります。

◆税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートで確認してください。

※町民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます

必要事項を記入の上、源泉徴収票や控除証明書等を同封して、〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課 町民税係 宛に送付してください。

◆公的年金の収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。

◆給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報が町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性があります。

◎問合せ

税務課町民税係 ☎(81)1817

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険 (高額療養費など) などで補てんされる金額
円 ㉞	円 ㉟	円 ㊱

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費 (上記 1 以外) の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険 (高額療養費など) などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉞	㊱

医療費の合計	A (㉞+㉟) 円	B (㊱+㊲) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
㉞ × 0.05 (赤字のときは0円)		E
㉞と10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表 (損失申告用) の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉟の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。**

① 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

- ※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限り、(1)～(3)を記入します。
- ※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

② 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」（添付）

● 医療費通知（原本※）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限り、(添付)

※ 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝たきりの人のおむつ代 <ul style="list-style-type: none"> ※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法的主要認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。 ○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金 ○ 指定運動療法施設の利用料金 ○ ストマ用装具の購入費用 ○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用 ○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用 ○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」 ▶ 温泉療養証明書 ▶ 運動療法実施証明書 ▶ ストマ用装具使用証明書 ▶ 医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの） ▶ 処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの） ▶ 在宅介護費用証明書 |
|--|--|

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

Q1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができるので、10万円以下でも対象になります。)
【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません。】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1月1日～12月31日} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお、源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税：200,000円(医療費控除額)×税率5% = 10,000円
 復興特別所得税：10,000円(軽減される所得税)×2.1% = 210円
 住民税：200,000円(医療費控除額)×税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A3 医療費に関する通知および医療費の領収書の原本と医療費控除の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の申告に必要な書類については、26ページ右下の「●申告に必要なもの」を参考にしてください。
 医療費控除の明細書は、23ページの「年分 医療費控除の明細書」または税務署や町公式サイトにあるものを利用してください。また、医療費控除の明細書は前もって記入し持参してください。

医療費控除の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項	(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
	△△△,△△△ 円	㊦ ◇◇◇,◇◇◇ 円	㊧ ***,*** 円

※医療費通知(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合があるので、領収書を確認してください

② 医療費(上記①以外)の明細
 上記①に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			㊨ 〇〇〇,〇〇〇円	㊩ □□□,□□□円
医 療 費 の 合 計		A (㊦+㊨) 〇〇〇,〇〇〇 円	B (㊦+㊩) ×××,××× 円	

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください
 ※保険金等で補てんされた金額例…出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など

◎「医療費控除の明細書」は前もって記入してください。

◎問合せ

税務課町民税係

☎(81)1817

栃木税務署 からの お知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の申告は、e-Taxをご利用ください

マイナンバーカードで自宅から e-Tax!

1 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

2 マイナポータル連携を利用すると、給与、年金、医療費、ふるさと納税などのデータを申告書の該当項目へ自動入力することができます。

(注：給与のデータは、事業主の方が、オンラインで源泉徴収票を提出していること等の要件があります。)

※1 マイナンバーカード読取対応のスマホ（またはICカードリーダー）が必要です

マイナポータル連携の御利用には、事前準備が必要です

※2 マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限に注意してください

有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁公式noteを確認してください



デジタル庁
公式note

詳しくは、国税庁ウェブサイトを確認してください。

「書かない確定申告 マイナンバーカードで自宅からe-Tax」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/O1.pdf)



「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/O2.pdf)



e-Taxを利用するメリット!

○税務署に行かずに自宅から申告。

○生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出・提示が不要。

※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります

○自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。

※書面や、申告会場（税務署等）で提出された場合には1か月～1か月半程度で還付

○24時間いつでも利用可能。

※メンテナンス時間を除きます

○受信通知からいつでも申告内容を確認可能。

税務署への来署を検討の方へ

1月5日(月)～2月13日(金)は、税務署内に確定申告会場はありません。この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談に来て、当日は対応できません（事前に予約のある方のみ対応となります）。

申告相談を希望する方は、2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告期間中にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。



国税庁LINE 公式アカウント

●申告に必要なもの

(領収書や証明書などは令和7年中のもの)

1. 申告者本人確認書類（番号確認・身元確認）

①マイナンバーカード

②（マイナンバーカードがない方）

番号確認・身元確認書類をそれぞれ持参してください。

○番号確認書類：マイナンバーの記載のある住民票など

○身元確認書類：運転免許証、健康保険の被保険者証など

2. (税務署から「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方)

利用者識別番号が記載されているはがき

3. 申告者名義の預貯金口座番号がわかるもの（還付用）

4. 令和7年中の収入がわかるもの

給与収入がある方	源泉徴収票【原本】 勤務先から発行されるもの
年金収入がある方	源泉徴収票【原本】 日本年金機構などの年金支払者から発行されるもの
事業所得 (営業・農業) 不動産所得の方	記入済みの収支内訳書 (収入および必要経費がわかる帳簿や領収書など)
その他の収入がある方	収入金額および必要経費がわかる書類等

5. 控除を受けるための証明書類

社会保険料の領収書・証明書等

生命保険料や地震保険料等の控除証明書

医療費控除を受ける方は記入済みの「医療費控除の明細書」等

その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類